

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市医師会附属准看護学院補助金
補助事業等の目標	准看護師養成事業に対する補助を行うことにより、市内病院及び診療所の看護師の確保を図り、市民が安心して医療や看護を受けることができる医療提供体制を維持すること及び在宅医療の強化並びに多職種協働による在宅医療・介護の提供体制「地域包括ケアシステム」に対応できる看護師を育成することを目的とする。
補助事業等の対象者	諏訪市医師会附属准看護学院
補助対象経費	諏訪市医師会附属准看護学院の実施する准看護師養成事業に係る経費のうち、看護基礎教育の充実と看護教育の質の向上のために要する経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成9年12月1日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が3年を超える場合の理由】 准看護師養成の推進のため3年を超えて補助する事が必要。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 健康推進課 健康予防係

平成 27 年 4 月 1 日 一部改正